

令和7年度 データ利活用に向けた助成金申請データの分析基盤（データベース） における効果検証の実施及び環境構築業務委託

契約事業者選定基準

公益財団法人東京都環境公社が発注する「令和7年度 データ利活用に向けた助成金申請データの分析基盤（データベース）における効果検証の実施及び環境構築業務委託」に係る契約事業者選定基準については、次に掲げる方法による。

1 審査機関（所掌事項）

本業務委託の選考審査については、「令和7年度 データ利活用に向けた助成金申請データの分析基盤（データベース）における効果検証の実施及び環境構築業務委託契約事業者選定委員会（以下「委員会」という。）」において実施する。

本審査は、仕様書等に記載している要求・要件を満たしているかを観点に、企画提案書など提出書類と応募事業者のプレゼンテーションの内容をもって委員会の委員が行う。

2 契約事業者選定基準

(1) 契約事業者の決定方法

審査において、採点された得点の合計点が最も高い者の企画提案を採用するものとする。ただし、合計点が最も高い者が2者以上いた場合には、審査項目の「システム構成」「機能要件への対応方法」「非機能要件への対応方法」「提案内容の実現性」の点数の合計点が最も高いものを落札者として決定する。

なお、「システム構成」「機能要件への対応方法」「非機能要件への対応方法」「提案内容の実現性」の点数の合計点においても同点の場合は、くじ引きで落札者を決定する。

(2) 審査・採点方法

審査は、「3 審査項目・審査の観点」に基づき、以下の区分により採点を実施する。①と②を合算したものを合計点（得点上限：100点）とし、審査項目の配点に応じ、得点を付与する。

なお、委員長が必要と判断した場合は、結果等について各委員と協議を行い、採点方法等について調整することができる。

① 各委員（委員長を含む）が採点する一次審査（得点上限：70点）

各委員は、審査票により各社の企画書案を各審査項目の配点に応じて得点を付与する。

② 見積価格による二次審査（得点上限：30点）

予算の範囲で妥当な見積額であるかを評価する。

3 審査項目・審査の観点

委託業務の提案並びに見積価格の評価については、仕様書及び「業務委託契約に係る総合評価契約実施要綱（第17条 提案技術並びに見積価格の評価方法）」に基づき、次表のとおり行う。

①各委員が採点する一次審査

評価項目	配点	審査の観点	配点詳細
本委託業務についての理解度	5	(1)本業務の実施に当たり、重視する点などが具体的に示されているか。	5
現行業務システムの調査・分析・要件定義	5	(2)現行調査及び要件定義を行うにあたり具体的な手法や手順が示されているか。	5
システム構成	10	(3)本検証におけるシステム構成。	5
		(4)調達するクラウド基盤やサービスは過不足のないものか。	5
機能要件への対応方法	14	(5)データ抽出/編集/格納やデータ加工において十分な実行性が示されていること。	7
		(6)データストレージ、処理の自動実行、ユーザー管理において十分な実行性が示されていること。	7
非機能要件への対応方法	16	(7)運用保守において、指定された項目に対し十分な実行性が示されていること。	7
		(8)セキュリティにおいて、指定された項目に対し十分な実行性が示されていること。	7
		(9)システム環境・エコロジーにおいて、指定された項目に対し十分な実行性が示されていること。	2
提案内容の実現性	10	(10)導入及び検証において現実的な業務実施体制が組まれているか。	5
		(11)導入及び検証スケジュールに無理はないか。	5
企業の執行能力	5	(12)同種又は類似業務の委託実績等	5
その他	5	(13)追加のアピールポイント	5

②見積もり価格による二次審査

評価項目	配点	審査の観点	配点詳細
費用及び工数	30	(1)予算の範囲内で合理的な見積額であるか。	20
		(2)予算の明細において、エンジニアの工数や費用、サービス利用料の分類で明記されているか。	10

以上